

# 平成28年度 第2回伊勢崎市総合教育会議

## 次 第

日 時 平成28年11月15日(火)  
午前10時～  
場 所 市役所本館5階職員研修室

- 1 開 会
- 2 市長あいさつ
- 3 教育委員長あいさつ
- 4 署名委員の指名
- 5 報告事項
  - (1) ミズーリ州立大学との協定の更新・継続に係る調印について【資料1】
  - (2) 伊勢崎市いじめ問題対策連絡協議会条例の制定について 【資料2】
- 6 協議事項
  - (1) 放課後における子ども支援への取組について 【資料3】
    - ・放課後子ども教室の状況
    - ・放課後児童クラブの状況
- 7 その他
- 8 閉 会

## 伊勢崎市とミズーリ州立大学との協定の更新・継続に係る調印について

10月19日（水）、ミズーリ州立大学附属語学学校のジェーン・ロビンソン校長立ち会いのもと、本市とミズーリ州立大学との協定書に五十嵐市長が調印をしました。

平成23年10月に締結した協定が満了することにもない、同協定を更新・継続しました。

これにより、海外で学ぶことを希望する本市の子どもたちの学びの場を確保することや、授業料の減免等が引き続き可能となりました。

### ○調印式の様子



△市長による署名



△ジェーン校長による立ち会い





△調印後の市長あいさつ



△調印後のジェーン校長のあいさつ



△市長へジェーン校長からプレゼント



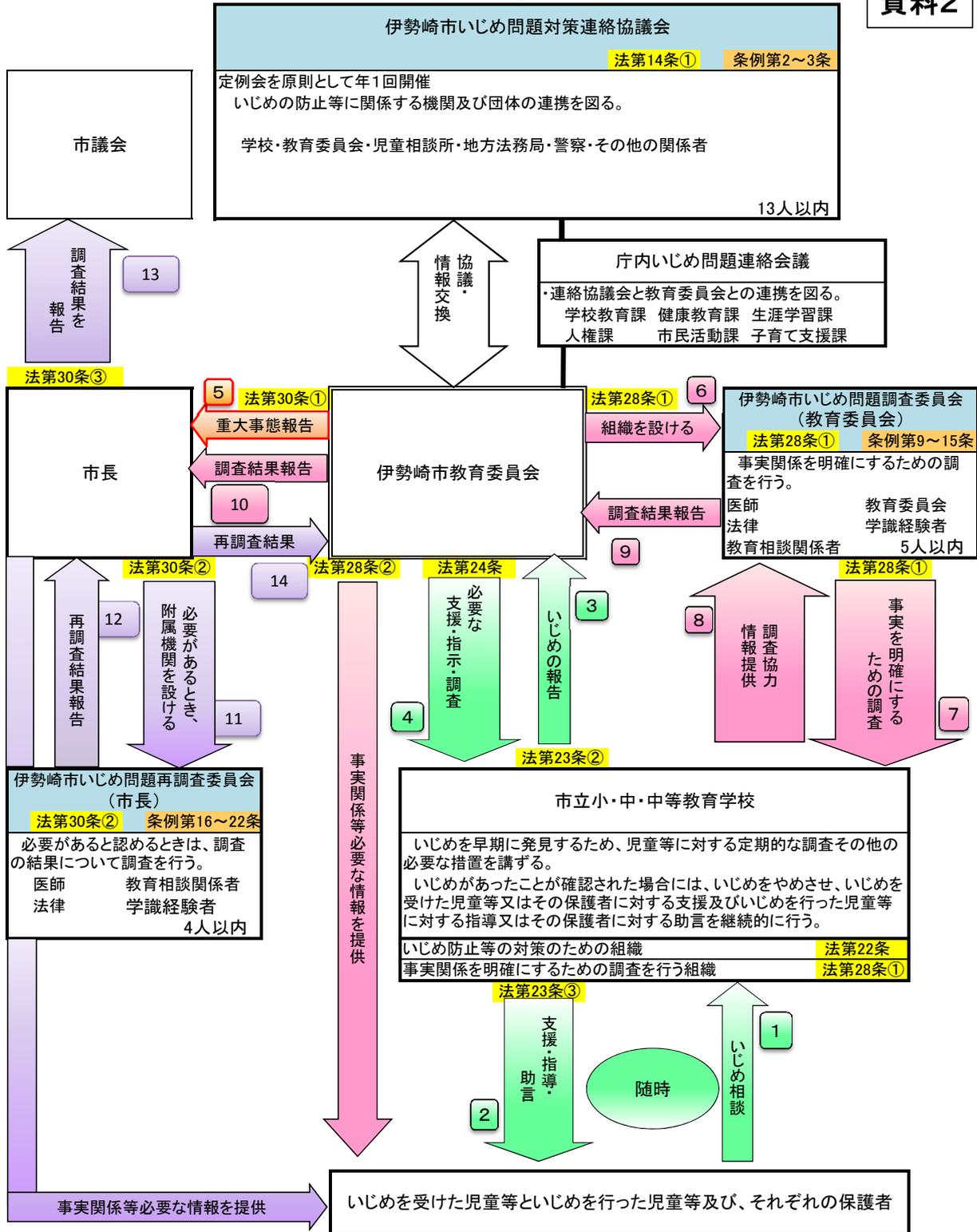
△GTVによるジェーン校長へのインタビュー



△ジェーン校長夫妻と記念撮影

# 伊勢崎市いじめ対策組織(案)

資料2



想定	状態	上記記号
1 いじめが発生した場合	・当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じている。	1 ~ 4
2 重大事態と認めた場合	・いじめにより、児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。 ・いじめにより、児童等が相当の期間欠席することを余儀なくされている疑いがある。	5
3 学校の組織だけでは解決できない場合	・調査報告書( 3 )の調査が明確でない、支援方針に課題がある。 ・保護者からの申し立てがある	6 ~ 10
4 市長が再調査の必要があると認めた場合	・調査報告書( 10 )の調査が明確でない、支援方針に課題がある。 ・保護者からの申し立てがある。	11 ~ 14

関係条文（いじめ防止対策推進法）

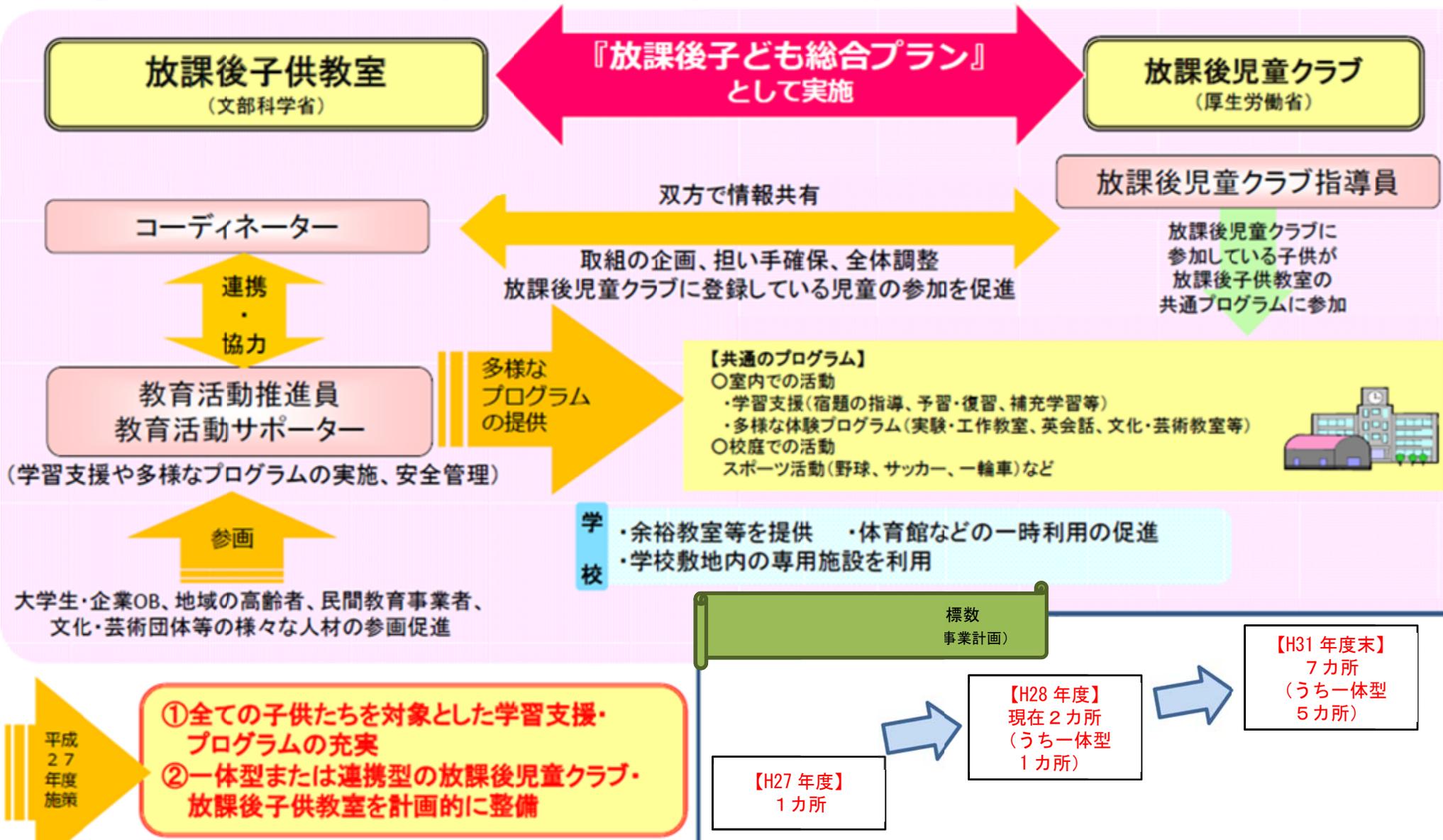
法第14条①	地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。
法第14条②	都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめ防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会と連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。
法第14条③	前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行えるようにするための必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。
法第22条	学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。
法第23条①	学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。
法第23条②	学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときには、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。
法第23条③	学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。
法第24条	学校の設置者は、前条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。
法第28条①	学校の設置者や又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者や又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
法第28条②	学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた指導等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他必要な情報を適切に提供するものとする。
法第28条③	第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。
法第30条①	地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。
法第30条②	前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
法第30条③	地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。
法第30条④	第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。
法第30条⑤	地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

※ 第14条③について

- ・附属機関として設置するには、条例が必要。  
ただし、条例を根拠としなくとも、法律の趣旨を踏まえた会議開催ができる。
- ・伊勢崎では、この趣旨の会議を開催してきている。
- ・連絡協議会の条例設置後、必要に応じて附属機関の条例設置を検討していく。

# 放課後子供教室～放課後子ども総合プランの推進～

女性の活躍推進のためには、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、厚生労働省と連携して総合的な放課後対策に取り組むことが必要



## 平成28年度放課後児童クラブの実施状況

資料3

### 【伊勢崎市】

#### 1 クラブ数、登録児童数

クラブ数(箇所)	56
登録児童数(人)	2,654

#### 2 実施場所別クラブ数(箇所)

小学校	4	7.1%
学校の余裕教室	2	3.6%
敷地内専用施設	2	3.6%
児童館・児童センター	12	21.4%
公的施設等	4	7.1%
その他	36	64.3%
計	56	100%

#### 3 設置・運営主体別クラブ数(箇所)

公設公営	1	1.8%
公設民営	15	26.8%
民設民営	40	71.4%
計	56	100%

#### 4 実施規模別クラブ数(箇所)

19人以下	6	10.7%
20人～35人	8	14.3%
36人～45人	14	25.0%
46人～70人	21	37.5%
71人以上	7	12.5%
計	56	100%

#### 5 平日の開所時間別クラブ数(箇所)

午後6時まで	1	1.8%
午後6時30分まで	5	8.9%
午後7時まで	38	67.9%
午後7時15分まで	1	1.8%
午後7時30分まで	3	5.4%
午後8時まで	5	8.9%
午後8時30分まで	1	1.8%
午後9時まで	2	3.6%
計	56	100%

#### 6 学年別登録児童数(人)

小学1年生	763	28.7%
小学2年生	721	27.2%
小学3年生	538	20.3%
小学4年生	356	13.4%
小学5年生	175	6.6%
小学6年生	101	3.8%
計	2,654	100%